

## ○申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

部 課 室 等 名	環境部 環境政策課	
許 認 可 等 名	一般廃棄物処理施設の変更許可	
根 拠 法 令	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	
根 拠 条 項	第9条第1項	
連 絡 先	(電話 621-5217)	
審 査 基 準	基 準	<p>1 変更許可の該当性</p> <p>① 変更の許可等（法第9条第1項） 別紙のとおり</p> <p>② 許可を受けなければならない事項の変更（法第8条第2項第4号～第7号） 別紙のとおり</p> <p>③ 許可を要しない一般廃棄物処理施設の軽微な変更（規則第5条の2） 別紙のとおり</p> <p>2 変更許可の基準等</p> <p>① 許可の基準等（法律第9条第2項により準用する法律第8条の2第1項） 別紙のとおり</p> <p>② 一般廃棄物処理施設の技術上の基準（施行規則4条） 別紙のとおり</p> <p>③ 適正な配慮がなされるべき周辺の施設（規則第4条の2） 別紙のとおり</p> <p>④ 一般廃棄物処理施設を設置しようとする者の能力の基準（施行規則第4条の2の2） 別紙のとおり</p> <p>⑤ 申請者欠格要件（法第7条第5項第4号） 別紙のとおり</p>
	参 考 事 項	<p>徳島県の事務処理の特例に関する条例により市が処理することとなっている。</p> <p>申請前の事前協議必要（徳島市一般廃棄物処理施設の設置に関する指導要綱 別紙のとおり）</p>
	設 定 等 年 月 日	平成24年 8月 1日設定（平成 年 月 日最終変更）
標 準 処 理 期 間	標 準 処 理 期 間	<p>総日数 日（休日を除く・休日を含む）</p> <p>（設定しないものについてはその理由） 標準処理期間は設定しない。（施設の種類によるばらつきが大きいため、標準処理期間を設定するのは困難である。）</p>
	設 定 等 年 月 日	平成 年 月 日設定（平成 年 月 日最終変更）